

労働基準広報 2017 No.1919

4/1

CONTENTS

特集 厚生労働省認定制度の見直し ————— 6

「くるみん・プラチナくるみん・えるぼし・ユースエール」の4認定制度

長時間労働が恒常化している企業は不認定とするなど今年4月から認定基準を厳格化

今年2月、厚生労働省の「くるみん認定・プラチナくるみん認定・えるぼし認定・ユースエール認定」の4認定制度の見直し案が盛り込まれた「次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」が労働政策審議会に諮問された。今回の見直しの背景には、過重労働問題が発生した企業がくるみん認定を受けていた事例が問題化したことがある。省令案要綱では、長時間労働が恒常化している企業を認定しないよう労働時間に係る認定基準を厳格化するなどとしている。これら4認定制度の見直しは、今年4月1日の実施が予定されている。
(編集部)

●弁護士&元監督官がズバリ解決！ ～労働問題の「今」～ ————— 12

〈第32回〉新ガイドラインと労働時間
新ガイドラインで労働時間の定義明確に
企業は労働時間該当性について再確認を
(弁護士・森井利和&特定社会保険労務士・森井博子)

●労働局ジャーナル ————— 23

和歌山大学にて28年度の寄付講座
「労働行政実務」開講
(和歌山労働局)

●企業における多様な人材活用 ————— 30

～いま実践するダイバーシティ・マネジメント～
〈第7回〉「ダイバーシティ・マネジメント
としてのグローバル人事」
グローバル人事から
国際人事管理体系へ
(県立広島大学経営専門職大学院教授・木谷宏)

●NEWS ————— 1

(労働力調査詳細集計の28年平均まとまる)
非正規が7年連続増加し2000万人超える/
(28年賃金構造基本統計調査結果)所定内給
与は前年と同水準の30万4000円/(厚労省・
介護(補償)給付額改定)常時介護の最高限度
は月10万5130円に引上げ/ほか

●企業税務講座 ————— 24

第76回 平成29年度 税制改正大綱③
所得課税などの改正も重要
(弁護士・橋森正樹)

●本誌読者アンケート — 39 ●連載 労働スクラン
ブル⑩(労働評論家・飯田康夫) — 40 ●労務資料
平成28年 賃金構造基本統計調査結果①～初任給～
— 42 ●わたしの監督雑感 長崎・長崎労働局労働
基準部健康安全課長 川原勲 — 54 ●編集室 — 56

アンケートへのご協力をお
願い致します(39ページ)

労務相談室

回答者

安全配慮 [社員が無許可の兼業で長時間労働に] 健康障害で会社の責任は	48	弁護士・岡村光男
育介法 [介護を行う者の短時間勤務制度] 1日5時間のみでよいか	50	弁護士・平井彩
社会保険 [厚生年金の受給権が無い者] 本人は年金加入したくないが	52	特定社労士・飯野正明